

綾瀬市高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）に基づき実施する高齢者虐待の防止対策を推進するための連絡調整会議の設置等に関すること及び高齢者虐待の対応について必要な事項を定めるものとする。

(連絡調整会議)

第2条 市長は、高齢者虐待の防止、早期発見並びに高齢者及び養護者への支援を行うために必要な対策を推進するため、連絡調整会議を設置する。

(組織)

第3条 連絡調整会議は、地域包括支援センター運営協議会委員をもって組織する。

(協議事項)

第4条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 高齢者虐待防止対策の検討に関すること。
- (2) 高齢者虐待の防止に関する啓発及び普及に関すること。
- (3) 高齢者虐待に関する情報交換に関すること。
- (4) その他高齢者虐待防止に関すること。

(会議)

第5条 会議は、原則として地域包括支援センター運営協議会会議に併せて開催するものとする。

(通報等の窓口)

第6条 法第7条第1項若しくは第2項に規定する通報又は第9条第1項に規定する届出の受理（以下「通報等」という。）並びに虐待を受けた高齢者の保護及び養護者の支援等に関する事務を行う窓口は、基幹型地域包括支援センターとする。

(養護者の支援等)

第7条 基幹型地域包括支援センター及び地域包括支援センターは、日常の業務において高齢者虐待の防止を図るため、介護保険サービスの利用の促進並びに保健福祉サービス及び地域資源に関する情報提供を行うなどの養護者の支援を行うものとする。

- 2 基幹型地域包括支援センター及び地域包括支援センターは、高齢者虐待事例や虐待危惧事例の把握とその対応方法等の検討を行う。

(安全確認及び保護)

第8条 基幹型地域包括支援センターは、法第9条第1項に規定する措置を講ずるものとする。

- 2 法第9条第2項に規定する措置又は審判の請求は、基幹型地域包括支援センター

と高齢者福祉主管課が協力をして行うものとする。

(連携体制)

第9条 基幹型地域包括支援センター及び地域包括支援センターは、前2条に規定する支援等を行うため、別紙ネットワーク図を基本に関係機関相互の共通理解を図り、連携できる体制を整備するものとする。

(個別ケース会議)

第10条 基幹型地域包括支援センターまたは、地域包括支援センターは、個別の高齢者虐待事例に的確かつ迅速に対応するため、個別ケース会議を設置するものとする。

2 個別ケース会議の構成員は、介護保険事業者、医療機関、社会福祉協議会、民生委員、警察署、弁護士及び消費生活相談員等（以下「関係機関」という。）とし、通報等があった場合に、当該通報等に関連する関係機関を基幹型地域包括支援センター又は地域包括支援センターが招集をし、個別ケース会議を開催するものとする。ただし、関係機関がケース会議等を開催するときは、そのケース会議等を個別ケース会議とすることができる。

3 個別ケース会議を開催するときは、書面による通知等を省略することができる。

4 基幹型地域包括支援センター又は地域包括支援センターは、個別ケース会議において法第9条第2項に規定する措置等の必要性を判断したときは、速やかに綾瀬市福祉事務所に措置等の依頼をするものとする。

5 基幹型地域包括支援センターは、連絡調整会議に個別ケース会議の実施状況を報告するものとする。

(守秘義務)

第11条 連絡調整会議の委員及び個別ケース会議の参加者は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 連絡調整会議の庶務は、基幹型地域包括支援センターにおいて処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

高齢者虐待・早期発見・早期対応フローチャート～

別紙（第9条関係）



